

ダム建設の中止に関連した補償問題について

奥西一夫

8月の総選挙で大勝利を収めた民主党のマニフェストに掲げた税金の無駄遣いをやめるといふ政策に沿って、前原誠司国交相は現在国が計画しているダムの建設を中止し、見直しをすると表明した。それに対して、特に八ッ場ダムに関して、ダムを中止することによって被る損害の補償を要求する声が上がっているという。また八ッ場ダムから水道原水を取水するために分担金を払っている関係都県は分担金の返還を求めているという。前原氏がこれらの問題について話し合いに応じる姿勢を明確にしていることは喜ばしいことであるが、従来の経過や積み残された問題を曖昧にしたまま補償交渉に入るのは問題である。

分担金を返せと言っている関係都県は、少なくとも形式上は、国と対等の立場でダム計画に参画して来たものであり、ダム事業の起業者としての立場にある。したがってこの返還要求を住民要求と同列に扱うことはできない。私は八ッ場ダム建設事業における地すべり対策があまりにも杜撰であることを前橋地方裁判所に提出された鑑定意見書 (http://www.yamba.sakura.ne.jp/shiryo/ikensho/ikensho_okunishi.pdf からダウンロードできる) で明らかにしたが、杜撰なのは地すべり対策だけではない(詳細は例えば八ッ場ダムを考える会のホームページ<http://www.yamba-net.org/>を参照)。このことを考えると、ダム建設で無駄になった支出は起業者が連帯して負担すべきものであり、上記と都府県があたかも善意の第三者の如く返還を要求するのは理解できない。

ダムは、その下流の住民には利益を与える(不利益もある)ものの、ダム湛水域やその上流に住む住民には基本的に損害ばかりを与える。そのために、ダム建設に際しては補償が行われるべきである。しかし、これらの住民に対して正当な補償が行われたことは皆無である(最近は事情が改善されつつあるが)。本来行われるべき補償と実際におこなわれている補償については別の文書 (opinion-3) で述べているので重複を避けるが、このような不十分な補償を我慢して(補償を全く得られなかった人も含め)、湛水域とその上流の住民は何とかダム建設後の生活再建を目指してきたのである。

ダム建設の中止より、改めて生活再建をやり直さなければならなくなった住民が、それについて国に補償を求めるのは当然のことである。しかし、自民党政権下で行われてきたダム建設に伴う補償は土地、建物の補償を原則にしており、その線上で考えるならば、ダム中止に伴う補償問題は生じ得ない。したがってこの問題については、本来受けるべき補償がきちんとなされたか、についての再検証から始める必要がある。別の文書 (opinion-3) で苦田ダムに関する国土研調査報告を引用して述べたように、本来必要な補償は、「損失補償」、「生活再建型保障」、「地域開発保障」の3本建てでなくてはならない。しかし、実際に行われた補償は土地の収用に伴う損失補償に生活再

建費を少しだけ加味したものと、地域開発のために地域自治体に与えられた補助金と起債枠に過ぎない。そして水没補償の対象外となった住民には直接的な補償は全くされなかったのである。このことをきちんと考慮して初めて、ダム建設の中止によって改めて生活再建をやり直さなければならなくなったことに対する補償を議論する土俵ができるのである。

もちろん、上に述べた、必要な補償と本来行われるべき補償の間の落差は、ダム建設を中止する地域にだけ生じた問題ではないことも肝に銘じておかねばならない。